

技能実習の職種のあり方に関する検討チームについて

「技能実習の職種のあり方に関する検討チーム」の設置（平成31年3月19日）

- 【背景】平成29年11月から技能実習適正化法のもとで新たに実施している技能実習制度について、現場からいくつかの課題が指摘されており、これらの指摘等を踏まえた検討が必要となっていた
- 【目的】技能実習計画について、業界団体、地域等から要望を聴取し、その円滑化の検討を行い、より実効的な技能実習が可能となるよう改善を図ること
- 【構成】主 査：厚生労働大臣政務官 副主査：人材開発統括官
メンバー：大臣官房審議官（人材開発担当）、人材開発統括官付参事官（海外人材育成担当）、参事官付調査官、参事官付主任職業能力開発指導官、出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長

検討チームの開催

- 3月から5月まで7回開催し、業界団体、地方公共団体、企業（計17団体）からの要望を聴取（別紙1参照）し、技能実習制度の目的や基本理念に則って検討。
- 検討の視点
 - ① 技能実習適正化法に定める技能実習制度の目的を適切に実現すること
「人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進する」という技能実習制度の目的（技能実習適正化法第1条）を一層適切に実現するという視点から、現場の実態をよく見た上で、より実効的な技能実習を可能とするよう、検討を行う。
 - ② 技能実習適正化法に定める技能実習制度の基本理念に則ること
技能実習制度の以下の基本理念に則って、検討を行う。
 - ・ 「技能実習は、技能等の適正な修得、習熟又は熟達のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行われなければならない」（技能実習適正化法第3条第1項）
 - ・ 「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」（技能実習適正化法第3条第2項）
- 対応の基本的考え方
要望事項については、上記の視点に則って検討し、技能実習制度の目的を達成するために改善等を行うことが有効なものについて対応することとした。基本的考え方は以下のとおり。
 - ① 現行の技能実習制度で実施が可能となっているものについては、その内容をわかりやすく周知する。
 - ② 現行の要件がわかりにくいものについては明確化の上、周知する。
 - ③ 技能実習制度の見直しが必要なものについては、技能実習制度の今後の検討に向けての課題として整理する。
- 論点と対応の方向性
論点と対応の方向性のポイントについては別紙2のとおり。

技能実習の職種のあり方に関する検討チームでは、以下の日程で、業界団体、地域等から要望を聴取した(※)。

- | | |
|---|--|
| ○ 第1回(3月19日(火)) <ul style="list-style-type: none">・北海道水産物荷主協会・全国中小企業団体中央会 | ○ 第2回(3月26日(火)) <ul style="list-style-type: none">・日本建設業連合会・日本農業法人協会 |
| ○ 第3回(4月11日(木)) <ul style="list-style-type: none">・和歌山県橋本市・日本造船工業会・長崎県庁・日本機械土工協会 | ○ 第4回(4月15日(月)) <ul style="list-style-type: none">・愛媛県中小企業団体中央会・有限会社余湖農園・群馬県嬬恋村農業協同組合・全日本漁港建設協会 |
| ○ 第5回(4月22日(月)) <ul style="list-style-type: none">・鹿児島県中小企業団体中央会・電子情報技術産業協会 | ○ 第6回(5月23日(木)) <ul style="list-style-type: none">・全国水産加工業協同組合連合会 |
| ○ 第7回(5月28日(火)) <ul style="list-style-type: none">・全国漁業協同組合連合会・大日本水産会 | |

※ 平成30年度以降に厚生労働省に提出された都道府県からの要望書、各地で開催された中堅・中小企業支援施策に関する説明・意見交換会で出された、技能実習の職種に関する要望事項についても確認した。

検討チームで受けた要望内容と対応の考え方

①-1 多能工育成の観点からの複数職種による技能実習

- ・複数職種を同時に技能実習できるようにしてほしい。
→現行、実施可能であり、内容をわかりやすく周知
- ・高い関連性のある職種で例えば3年間ずつ技能実習を行えるようにしてほしい。
→制度趣旨と不整合

② 密接な関係を有する複数法人による技能実習

- ワイナリー（法人）と契約栽培農家（法人）を「密接な関係を有する複数の法人」として取扱う要件を明確化してほしい。
→現行の要件を明確化の上、周知

④ 2号移行対象職種の区分の明確化・見直し

- 建設関係の22職種33作業の範囲を明確化・拡大するか、2号移行対象職種・作業の追加をしてほしい。
→現行、実施可能であり、内容をわかりやすく周知

⑥ 自然条件の影響による収穫量の変動への対応

- 天候不順等により果樹栽培（必須業務）が計画どおりに実施できず、ワイン製造（関連業務）に従事する時間が結果的に2分の1を超えることを許容してほしい。
→現行の要件を明確化の上、周知

⑧ 離島など地域によって様々な課題への対応

- ・漁港の建設は、とび、溶接、型枠施工等の職種・作業で技能実習生を受け入れているが、2号移行対象職種の追加や職種の大括り化をしてほしい。また、関連・周辺業務を可能な限り広げてほしい。
→現行要件を明確化の上、周知
- ・自然条件の影響による工事の困難日・閑散期には必須・関連・周辺業務以外の作業も可能とするなど、柔軟な対応をしてほしい。
→必須・関連・周辺業務以外の作業の実施は、制度趣旨と不整合だが、不可抗力の自然条件の影響への対応は、現行の要件を明確化の上、周知

①-2 多能工育成の観点からの複数職種による技能実習

- 入国後の技能実習生の適性と希望意思表示をもって、溶接から鉄工へ職種を変更できるようにしてほしい。
→現行、複数職種による技能実習として職種を追加することにより実施可能であり、内容をわかりやすく周知
ただし、技能実習の途中での職種変更は、制度趣旨と不整合

③ 2号移行対象職種(※)の追加 ※技能実習を1年を超えてできる職種

- 入国後の技能実習生の適性と希望意思表示をもって、鉄工職種の重点作業の集中選択制や非重点作業の大幅削減を認めてほしい。
→必須業務の選択的实施は制度趣旨と不整合
職種追加は、現行、実施可能であり、内容をわかりやすく周知

⑤ 2号移行対象職種の関連業務・周辺業務の位置づけの明確化

- 販売、サービス（役務）の作業を、既存の2号移行対象職種の関連・周辺業務で読めるよう明確化するか2号移行対象職種に追加してほしい。
→現行、実施可能であり、内容をわかりやすく周知

⑦ 冬季に寒冷地で農作業が出来ないことへの対応

- 冬季に農作業を行えない地域では、「7か月実習⇒5か月一時帰国⇒7か月実習」として技能実習2号の計画を認定してほしい。
→法の趣旨、現場の実態などを踏まえ、引き続き検討